

令和6年8月27日

行政運営改善調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和6年8月から以下のテーマについて調査を実施します。

- **住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査－住宅施策と福祉施策の連携を中心として－**
自治体の住宅部局と福祉部局が、その実情に合わせ、一層連携して居住支援に取り組めるようにするための方策を検討・整理するため、住宅確保要配慮者からの相談の受付（認知）や対応、情報共有の状況、居住支援の取組を進める上で必要と考える国の関係機関の連携の在り方等を調査

（連絡先）

＜住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査
－住宅施策と福祉施策の連携を中心として－＞
総務省行政評価局評価監視官（復興、国土交通担当）
担 当：河野
電 話：03-5253-5456（直通）

＜調査全般について＞
総務省行政評価局総務課
担 当：合田
電 話：03-5253-5407（直通）
お問合せフォーム：<https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

○ 住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査 ― 住宅施策と福祉施策の連携を中心として ―

○ 自治体の住宅部局と福祉部局が一層連携して居住支援に取り組めるようにするための方策を検討し、国土交通省等における効果的な施策の立案・実施を後押し

- 住宅確保要配慮者（高齢者、低額所得者、障害者等）の賃貸住宅への円滑な入居に向け、入居前の相談対応から入居後の生活支援までの切れ目のない支援体制の構築を図るため※、令和6年通常国会において「住宅セーフティネット法」が改正

※ 国土交通省、厚生労働省及び法務省が「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」を共同で開催し、その中間とりまとめにおいて、「福祉施策と住宅施策が緊密に連携し、相談から住まいの確保、入居後の支援までの一貫した総合的・包括的な支援体制を、行政が積極的に関与しつつ構築すること」とされた。

- 改正法では、国土交通大臣と厚生労働大臣が共同で基本方針を策定することや、自治体における居住支援協議会※の設置の努力義務化など住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備の推進が規定

※ 自治体・不動産関係団体・住宅確保要配慮者に対して入居支援や生活支援を行う居住支援法人等で構成
令和6年3月末現在47都道府県及び100市区町村で設置

- 国土交通省等は、改正法の施行（公布日である令和6年6月5日から1年6月内）に向け、自治体内の連携に係る内容も含め、自治体の居住支援の取組を支援するための方策の検討・展開を行う予定

主要調査事項

- 住宅確保要配慮者からの相談の受付（認知）や対応、情報共有の状況
- 居住支援協議会を含めた連携の仕組みの整備・運営状況や、成果を上げている仕組み
- 自治体が居住支援の取組を進める上で必要と考える国の関係機関の連携の在り方 等

主要調査対象

調査対象機関 国土交通省、厚生労働省

関連調査等対象機関 都道府県、市区町村、関係団体等

調査実施期間

令和6年8月～7年1月（予定）